

湖西市地域公共交通会議財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、湖西市地域公共交通会議設置要綱（平成22年4月1日制定。以下「設置要綱」という。）第9条の規定に基づき、設置要綱第2条第4号から同条第6号までに掲げる事項に係る事業（以下「活性化法事業」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 活性化法事業の予算（以下「活性化法事業予算」という。）は、湖西市からの負担金、国からの補助金、繰越金その他の収入をもって歳入とし、活性化法事業に係る経費をもって歳出とする。

2 湖西市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度活性化法事業予算を調製し、交通会議に諮り、承認を得るものとする。

3 活性化法事業予算の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規程により、予算の承認を得たときは、予算書の写しを速やかに湖西市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに交通会議に諮るものとする。

2 前条第4項の規定は、前項の規定にする予算の補正について準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金等の保管)

第5条 活性化法事業予算の出納は、会長が行う。

2 活性化法事業予算に関する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(活性化法事業出納員)

第6条 会長は、交通会議の事務局職員のうちから活性化法事業出納員を命ずることができる。

2 活性化法事業出納員は、会長の命を受けて、活性化法事業予算の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第7条 活性化法事業予算に係る収入及び支出の手続きは、湖西市の例により行うものとする。

2 活性化法事業出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく活性化法事業予算の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、設置要綱第5条第5項に規定する監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の交通会議の承認を得たときは、決算書の写しを速やかに湖西市長に送付しなければならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規定の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規定は、平成23年4月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 負担金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費